



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。



お盆期間中は、家族や親族が集まる機会が増える時期であり、公証人からは、お盆の時期は公正証書遺言の相談が増えると聞いたことがあります。

弊事務所では、お盆期間中も通常通り営業しております。相続の問題など、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。よろしくお願いいたします。

及川洋平司法書士退所のごあいさつ

いつもお世話になっております。司法書士の及川です。

私事で大変恐縮ですが、一身上の都合により、8月31日をもってあいわ総合司法書士事務所を退所することになりました。

平成29年に登録をしてから約6年間、司法書士として様々な実務経験を積ませていただきました。これまで当事務所を通じて関係していただきました全ての方々に心より感謝申し上げます。この経験を基に、司法書士として更なる成長を求めて、引き続き精進していく所存ですので、これからも変わらずご指導を頂けますと幸いです。

現在、私が担当している案件に関しましては、原則として、新事務所へ引き継ぎ、継続して私が担当することになりますのでご安心ください。また、8月は移転作業との関係で事務所を不在とすることが増えることが予想されますが、ご理解いただければと思います。

残りわずかとなりましたが、何卒よろしくお願いいたします。

まずは、退所のご連絡まで申し上げます。

なお、退所後の事務所は以下のとおりです。

【事務所】

名称：司法書士Officeくればー

所在地：〒003-0004 札幌市白石区東札幌4条2丁目5番12号
コフレ東札幌42-301号

連絡先：080-3408-7028

メール：shoshioikawa@gmail.com



司法書士 及川洋平

相続放棄のよくある質問

Q. 被相続人の財産や負債の調査に時間がかかり3か月の期限に間に合いそうにありません。

相続放棄はできないのでしょうか。

A. いいえ。裁判所に申し立てて、3か月の期間を延長してもらうことができます。

相続放棄は、原則として被相続人が死亡し、自分がその相続人であることを知った時から3か月以内に行う必要があります。しかし、3か月の期間内に相続放棄を行うのが難しい場合、家庭裁判所に申し立てて3か月の期間を延長することができます。

なお、期間の伸長を認めるかどうかは、期限に間に合わなかった事情をもとに裁判所が判断します。申立書の内容によっては期間の伸長が認められないこともありますので、ご不安な方は当事務所にご相談ください。

Q. 相続財産の一部だけ放棄したいのですが、相続放棄はできるでしょうか。

A. 残念ながらできません。

相続放棄をすると、被相続人の財産や負債は一切引き継ぐことができなくなります。したがって、相続財産の一部だけを放棄することはできません。

Q. 被相続人名義の生命保険があります。相続放棄をしたら保険金は受け取れないのでしょうか。

A. 受取人が相続人となっている保険金は、受け取りが可能です。

被相続人が亡くなったことで給付される死亡保険金は、被相続人の財産ではなく受取人固有の財産とされます。そのため、相続放棄をしても保険金の受け取りは可能です。

ただし、被相続人の生前の入院に対する医療保険の入院給付金（受取人が被相続人となっているもの）などは被相続人の財産にあたるため、相続放棄をすると受け取ることができません。

8月31日をもって退所する及川洋平の過去のあいわ通信の記事を紹介します。遺留分侵害額請求権について、分かりやすく解説されております。

民法最終奥義「遺留分減殺請求権」

現行民法は、1条から1044条までの条文がありまして、「総則」、「物権」、「債権」、「親族」及び「相続」の5編からなり、第5編「相続」の最終章に「遺留分」が定められております。遺留分減殺請求権もここに規定されております（1031条）。私は、受験生時代、遺留分減殺請求権を勉強していた時、北斗の拳のケンシロウがやたら世紀末な遺産に対して「お前はもう、減っている（形成権）。」と宣言しているシーンがみえてしまいましたが（もちろんBGM付で）、これは受験生の2人に1人の割合でみえるかとされていますので別に気にしていません。

さて、そんな遺留分減殺請求権が今般、法改正により卒業することになりました。代わりに新メンバーとして、2019年7月1日から遺留分侵害額請求権が加わります。これにより遺留分がお金で解決し易くなります。

被相続人 リュウケン（父）

相続人 ラオウ（子）

相続人 ケンシロウ（子）

例えば上記の例で、ラオウがリュウケンから、黒王号という馬の生前贈与を受けていたとして、これがケンシロウの遺留分を侵害していたとします。この場合、ケンシロウが遺留分減殺請求権を放つと、なんと黒王号がラオウとケンシロウの共有となってしまっていました。これではラオウの生涯に一片の悔いが残ってしまいます。

一方、改正後の遺留分侵害額請求権では共有とはならず、侵害額について金銭の請求をすることが出来るようになります。従前から遺留分侵害に対しては、結局、金銭的な解決が図られることが多いと思いますので、法律関係がシンプルになった印象です。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

